

平成20年8月26日

外国船舶監督(ポートステートコントロール:PSC)の集中検査について

～人と海と、安全な航海のために、PSCOは活躍しています!～

毎年、東京MOU^(注1)では、外国船舶の航行安全確保・海洋の環境保全を目的として、加盟各国が統一した方法による外国船舶の検査を集中的に実施する、いわゆる「外国船舶の集中検査キャンペーン」を実施しています。

今年度は、東京MOUではSOLAS条約第V章^(注2)に係る検査を、9月1日から11月30日までの3ヶ月間、実施することを決定しております。

この決定を受け、九州運輸局と致しましても下記のとおりPSCの集中検査を実施致します。

なお、この集中検査は、ヨーロッパ諸国においても実施されることになっています。

記

1. 期 間

平成20年9月1日から11月30日までの3ヶ月間

2. 検査対象船舶

九州運輸局管内の港に寄港する外国船舶を対象とします。

なお、SOLAS条約第V章はあらゆる航海に従事する全ての船舶に適用されます。ただ、東京MOU域内の港で、検査を受けた外国船舶は対象から除外します。



(コンテナ船)



(一般貨物船)



(危険物運搬船)



(旅客フェリー)等



(p s c o)

(外国船舶監督官)

3. 検査の内容

(1) 外国船舶監督官(PSCO)が、SOLAS条約第V章に規定されている「航海の安全」を確保するために船舶に備え付けられた計器類等について、重点的に検査を実施します。

(2) 検査は東京MOUで決定された統一した方法(質問票)により実施します。

(注1)「東京MOU」(エムオーユー:Memorandum of Understanding)

「東京MOU」とは、アジア・太平洋地域におけるPSCの実効性を確保するため、PSCの標準化、域内協力体制の強化を目的として、1993年12月に東京において覚書として採択されたものです。この覚書には、現在、次のアジア・太平洋地域の18の国・地域が参加しており、事務局は東京に置かれています。

<東京MOU加盟国>

日本、オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港、インドネシア、韓国、マレーシア、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ、ベトナム

(注2)「SOLAS条約」(International Convention for the Safety of Life at Sea)=海上人命安全条約

SOLAS条約第V章には、航海の安全確保に必要な「航海計器類」、航海に必要な「海図等の航海用刊行物」、「安全な航海計画」「海上における人命の安全確保を図る為の適切な人員配置」、「航海計器の操作、管理・維持」の適切な確保等が規定されている。

<問い合わせ先>

九州運輸局海上安全環境部外国船舶監督官

担当:山下

TEL:092-472-3185



東京MOUって何ですか？

PSCは海事関係国際条約で定められている締約国の権利ですから、それぞれの締約国が単独で行うことができます。しかし船舶は国際間を移動するのが常で、海洋汚染防止への取り組みは一国だけでは不十分であることを考えれば、近隣の地域ぐるみで互いに連絡を取りながら実施することの意義はきわめて大きいといえます。

アジア太平洋地域におけるPSCの協力体制を確立するため、1993年12月東京において「アジア太平洋地域におけるPSCの協力体制に関する覚書（Memorandum of Understanding on Port State Control in the Asia-Pacific Region）」が関係国の間で合意され、1994年4月より、どの国からも独立した非営利の事務局を東京に置き活動を開始しています。この覚書は東京で合意されたので「東京MOU」と略称されています。



東京MOUの参加国は？

「東京MOU」に基きPSC実施の協調体制に参加している国は、アジア太平洋地域の18カ国（地域）です。

東京MOUのめざすもの

「東京MOU」の参加国はPSC委員会の場を通じて、検査、改善命令及び航行停止をはじめとするPSCに関する手続と実施の調和と促進を図ります。^{※3}

東京MOU事務局は、

事務センターとしての業務を行うほか、

- ① PSC委員会を開催・運営し、
- ② 各参加国のPSC検査官を対象に各種のトレーニングやセミナーを開催し、検査官の質の向上と検査手続の周知を図ります。
- ③ ロシアのウラジオストックにデータベースセンター（APCIS）を置き、この情報システムを活用し、各参加国間および他のMOUとの検査情報等の情報交換を行っています。

※3：東京MOUの活動参照